

February, 2017



サンフランシスコ平和条約

昨年 12 月 15 日、安倍総理とロシア連邦のプーチン大統領は安倍総理の故郷 山口県長門市で首脳会談を行い、その両首脳の記者会見の席で、安倍総理はつぎのように述べました。

「プーチン大統領と約 3 時間にわたって首脳会談を行いました。

私の地元での開催、そしてまた地元の皆さまにあたたかく迎えていただいた結果ですが、たいへんいい雰囲気の中で首脳会談を行うことができたと思います。このうち主に経済関係について、さらに会談を行う予定ですが、少人数の会談においては 2 国間の問題、あるいは国際的な課題についてロシアが建設的な役割を果たしていくことの重要性、あるいは日本とロシアが共に取り組んでいくことによって、さまざまな問題を解決していくことができるということについて、会談を行いました。

また、2 人だけの会談については、約 95 分、会談を行いました。

平和条約の問題を中心に議論をしたところです。」

日本とロシアにとって、太平洋戦争後の国交は日ソ共同宣言により回復しているものの、恒久的な平和条約が必要であるとの両国間の認識があつての安倍総理の発言と思われます。

それでは、平和条約は、国際法上どのような意味を有するのでしょうか。この機会に検討してみたいと思います。

平和条約 (treaty of peace) は戦争の終了・平和の回復の宣言・領土の確定・賠償

金の支払いなどを定め、決められた事柄を実行するための担保手段を決めるのが一般的です。ただ、最近では平和条約のこれらの機能のうち、戦争の終了のみをひとまず合意し、それ以外の戦争終了条件については、先送りする事例が多くなっています。中東における休戦協定などは皆様の記憶にも新しいことでしょう。

日本は日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦などの後にも戦争当事国と平和条約を締結しております。しかし、署名国が最も多く、内容も多岐に亘り皆様の興味の対象となるのは、サンフランシスコ平和条約ではないかと思えます。

サンフランシスコ平和条約（Treaty of Peace with Japan）については、断片的な知識をお持ちの方もたくさんおられるでしょう。

条約締結当時、アメリカ主導の連合軍と講和をするのか、あるいはソ連・中国を含む国々と講和を行うのかについて、大きな議論があったようです。結局、ソ連と中国は参加しませんでした。重要な問題ですので、署名しなかった当事国の問題として、詳しく触れようと思えます。

サンフランシスコ平和条約に署名した国は、49か国に及びます。第二次世界大戦と言われたように、戦場は太平洋、大西洋、インド洋、中国大陸、極東地域、中東、アフリカ、ヨーロッパ、ソ連の広範な地域に及びました。そのため、非常に多くの国



が参戦しました。当事国が多くなれば利害も輻輳しますし、領土・賠償等、簡単に妥協することのできない問題も多くあり、ドイツは結局、日本のような、多数国間の平和条約を締結することができませんでした。

前述したように、署名しなかった主な国はソ連、中国（中華民国・中華人民共和国）、韓国、インドなどです。

ソ連が署名しなかったのは、平和条約署名の直前に朝鮮戦争が勃発し、ソ連と中国共産党政権が北朝鮮を支援し、アメリカを中心とする連合軍は大韓民国を支援したため、ソ連とアメリカの外交関係が険悪化したことが主な原因でしょう。ソ連は平

和会議には出席しましたが、署名はしませんでした。

中国は日中戦争勃発当時は国民党政権でしたが、その後中国共産党政権と内戦状態となり、国民党政権は台湾を本拠地とするようになりました。どちらが日中戦争当時の戦争の対戦相手なのか、日本が主権回復後、自らの判断で決めることとされたようです。国民党政権と1949年10月に独立を宣言した中国共産党政権のいずれに正当性があるかについては、国際社会も一枚岩ではありませんでした。国際連合にはその発足当時の国民党政権（台湾）が常任理事国の構成国でしたが、それが中国共産党政権の中華人民共和国に交代するのは1971年です。1951年9月8日署名された平和条約のときには、国際社会は国民党政権を中国代表とみなしていたのかもしれない。いずれにせよ、サンフランシスコ平和条約に中国は招請されておられません。

韓国は太平洋戦争当時、日本の統治下にありました。だから日本と戦争はしていませんでした。平和条約の当事国ではありませんでした。韓国は平和条約の当事国とするように国際社会に要請しましたが、結局上記のような理由で招請されておられません。

インドが平和会議の参加国でないのは、当時のネルー首相が独自の平和主義者であり、平和条約の内容に全面的に賛成しなかったのではないかとされています。

それでは、サンフランシスコ平和会議はどのようなことを決めたのでしょうか。

領土は最も重要な内容でしょう。サンフランシスコ平和条約の結果、日本の領土がほぼ確定しますが、解釈問題として残された問題が北方四島および竹島問題です。

領土に関しては、重要な問題と考えますので、条約から原文を引用します。

第二章 領域

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

竹島に関しては、第2章第2条(a)で、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と記載され、竹島は含まれていないように読めますが、皆さんはどのようにお読みになるのでしょうか。ただ、大韓民国は平和会議に招請されておられませんし、平和条約に署名もしていません。

北方四島に関しては、サンフランシスコ平和条約に(c)の規定はあるものの、その当事国であるソ連邦は平和条約に署名はしていません。ですから、サンフランシスコ平和条約の段階では、日本とソ連邦との戦争状態は国際法上は終結していません。

日本とソ連邦が戦争状態を終結し、国交を正常化するのは、日ソ共同宣言によります。

日ソ共同宣言は、アメリカとの関係を重視していた当時の吉田政権から、多方面外交を提唱した鳩山一郎総理大臣への首相交代の成果によるものです。その主な内容は、(1)戦争状態の終結、(2)外交関係の回復、(3)ソ連は日本の国際連合への加盟を支持、(4)賠償の放棄、および(5)領土に関しては正確性を期すため引用しておきますと、9条「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。ソヴィ

ソ連社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソ連社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。」と記載されています。

この解釈は皆様にお任せします。

サンフランシスコ平和条約では、他に、国際協定の受諾（世界人権宣言、国際連合憲章等）、戦後賠償問題、安全保障、極東国際軍事裁判所の受入れなどが取り決められました。戦後賠償問題に関しては、第一次世界大戦の終了時にヴェルサイユ条約が非常に過酷な戦後賠償をドイツに課し、その結果、第二次世界大戦を招いたとの反省から、日本に対する賠償は役務賠償のみとされました。

安全保障に関しては、第5条で、国際平和と安全並びに正義を危うくしないよう努力し、武力の行使は国際連合の目的と両立しないことは慎むこと、国際連合に協力すること、日本は個別的または集団的自衛の権利を有することが明記されました。

以上が主な内容ですが、平和条約がどのような文言で作成されたかについても述べておきます。

平和条約は正文として英語・フランス語・スペイン語で、また、正文に準ずる扱いとして日本語でも作成されました。これは国連の公用語であった英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語の5か国語のうち、ソ連邦と中国が署名国でないため除外され、条約の重要な当事国であった日本語が採用されたわけです。

コラム 服部からひとこと（究極の花粉症対策）

花粉症の憂鬱なシーズンがやってまいりました。
国民の3人に1人が花粉症だと言われていますから、ほぼ3000万人の患者のいる最もポピュラーな病気です。命にかかわることがなさそうなので、喫緊の対策はとられていないようですが、長期間の国民的損失は膨大なものであり、速やかな対策が望まれます。以下に、花粉症の元凶である林業（スギ花粉）の経済効果と花粉症による経済的損失を比較してみましょう。

目に見える損失として、マスク約8億枚、単価20円として、年間160億円の損失。花粉症用の抗アレルギー薬品の生産量は、生産金額ベースで2862億円。

健康保険による財政的損失の統計はありませんが、抗アレルギー薬の生産金額から見て、3000億円程度の財政負担は生じているでしょう。

その他に、花粉症の期間、僕たちは非常に不快でありますし、頭がぼーっとして生産性も落ちるでしょう。その金額を1人1万円とすると、3000億円になります。

以上合計すると、毎年花粉症による損失は1兆円程度あるいはそれ以上と見込まれます。

これに対して、林業の生産額は、農水省の林業白書によれば、4322億円であり、そのうち木材生産は2221億円、スギの生産は数量ベースで56%ですから、1500億円を超えることはありますまい。これは生産額ですから、これによる利益は1割とみて、150億円程度でしょう。150億円の利益を挙げるために、1兆円の損失を国民に与える産業の存立がどうして許されるのか、理解できないと思うのは僕だけでしょうか。

広く薄く損失が負担されているので、このような集計をすることはないのでしょうが、いざ集計してみると、利益と損失のギャップに驚かされることでしょう。林業従事者は約5万人であり、そのうちきのこ生産者が半数近くですから、木材従事者は2万5000人くらいでしょう。これらの林業従事者に毎年



500万円程度の所得補償をして、スギの伐採をお願いすると、コストは1250億円です。1兆円の損失に比べたら、ほんのわずかですし、健康保険の花粉症による負担分の数分の1以下でしょう。しかも10年経てばスギ林を日本から撲滅できるでしょう。

荒唐無稽な意見のように思われますが、経済的には十分成り立ちます。自然破壊との意見もあるでしょうが、スギは常緑樹であり、落葉樹と違ってスギ林の中では笹とか下草は太陽光の恵みを受けられず、まったく育ちません。スギ林は山を荒らす、あるいは自然を徐々に大規模に破壊する元凶でもあります。現在の林業従事者は65歳以上が大半です。10年間所得補償をすれば、皆さんハッピーにリタイアしていただけるでしょう。それに国民病の元凶と後ろめたい気持ちで暮らす必要もなくなるわけです。

花粉症でお悩みの皆さん、意見の発信をしていこうではありませんか。